

平成31年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第8日（平成31年 3月11日 月曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 議案第3号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第20号「土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案18件
（質疑）

日程第2 一般質問

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 12人

現在員数 12人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 12人

1番	谷口佳保君	2番	弘田条君
3番	武政健三君	4番	山崎誠一君
5番	吉村政朗君	6番	作田喜秋君
7番	岡本詠君	8番	甲藤眞君
9番	細川博史君	10番	前田晃君
11番	浅尾公厚君	12番	永野裕夫君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

なし

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	窪内研介君	局長補佐	中嶋由美君
議事係長	前田利実君	主幹	岡林貴也君
主幹	渡邊早苗君		

～～～～・～～～～・～～～～

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	副 市 長	磯脇 堂三 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	横山 周次 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	沖 比呂志 君
企 画 財 政 課 長	横山 英幸 君	総 務 課 長	野村 仁美 君
危 機 管 理 課 長	岡田 敦浩 君	消 防 長	上原 由隆 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	宮上 眞澄 君	健 康 推 進 課 長	戎井 大城 君
福 祉 事 務 所 長	吉永 敏之 君	市 民 課 長	中津 恵子 君
環 境 課 長 兼 清 掃 管 理 事 務 所 長	田村 善和 君	まちづくり対策課長補佐	中尾 吉宏 君
観 光 商 工 課 長	倉松 克臣 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	二宮 眞弓 君
水 道 課 長	谷崎 清 君	じんけん課長補佐	永野 博文 君
特別養護老人ホーム しおさい園長	岡田 旭生 君	収 納 推 進 課 長	西原 貴樹 君
教 育 長	弘田 浩三 君	学 校 教 育 課 長	中津 健一 君
生 涯 学 習 課 長	伊藤 牧子 君	教育センター所長兼 少年補導センター所長	亀谷 幸則 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井上 美樹 君	監査委員事務局長	文野 喜文 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前１０時００分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、平成３１年土佐清水市議会定例会３月会議、第８日目の会議を開きます。

会議に先立ちまして皆様をお願いいたします。

本日、３月１１日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から８年を迎えました。

この際、執行部並びに議場におられる皆様とともに、犠牲になられました方々に対し、哀悼の意を表すべく、黙禱をささげ、御冥福をお祈りいたしたいと思います。

皆様の御協力をお願いいたします。

御起立願います。

黙禱。

黙禱を終わります。御着席ください。

それでは、ただいまから、日程第１、市長提出議案第３号「平成３０年度土佐清水市一般会計補正予算（第７号）について」から議案第２０号「土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案１８件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第２、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により質問を許します。

５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君） 皆さん、おはようございます。５番、吉村でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、中央町の火災についてお聞きいたします。

去る１月２日に発生した火災は、１１棟が全焼という大規模火災となりました。これは災害と言えるものだと思っておりますが、２月１日には災害特別委員会の弘田条委員長を先頭に、委員会のメンバー、そして市長や議長も同行され、知事及び県議会議長に要望書を提出するなど、迅速な対応をしていただきました。

先般、別件で土森県議会議長とお会いする機会がありました。そのとき議長は、土佐清水市議会と市長の思いには敬服いたしました。県議会といたしましても、協力していきたいということで、皆さんによりしくお伝えしてくださいとのことでございました。改めまして、関係各位の御努力に敬意を表したいと思っております。

それでは、消防長にお聞きいたします。

火災当時の通報を受けてからの対応を、できれば時系列で教えていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えいたします。

119番通報がありましたのが、18時16分に第1報が入りましたが事情聴取中に電話が切れております。この原因はわかっておりません。1分後の18時17分に第2報が入り、場所の確定をしております。第1報から2分後の18時18分消防隊が出動しております。清水ヶ丘を通り最短距離で走行し、出動から5分後の18時23分に現場到着。到着から2分以内に消防隊が放水を開始しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 実は私も高校3年生の春に実家が全焼しました。ですので、被災者の方の心痛お察し申し上げますが、そのときの経験ですね、家が燃えたときが夕方でした。そのときの夕方のニュースで火元がうちの隣であるにもかかわらず、吉村邸から出火したという誤報が流れました。うちの親父が激怒して、放送局に電話をかけたことを、きのうのように覚えております。それとそのときに7棟全焼したというような報道がありましたが、実際は5棟でありました。

特に今回は、県に対して意見書を提出して助成をお願いしておりますので、くれぐれもここは間違いのないよう、棟数を確定していただきたいと思います。それと、そのときの自分の経験上、通報したのはうちの母であります。通報してから到着するまで、物すごく時間が長くかかったような気がいたしました。しかし、実際にはかってみると4分で到着しているんです。火事で自分の家が焼かれるということは悪い夢を見ているような感覚で、早く来てくれ、早く来てくれという気持ちで、たった4分を20分ぐらい、そういう感覚でおりました。

先日、消防本部のほうにお伺いいたしまして、このお話もさせていただきました。すると早速消防長、並びに消防署長がどういうふうな体制で出動するかというシミュレーションを教えてくださいました。そのときに、まず電話が鳴って、そして火災か救急なのか、そこをまず判断してボタンを押すそうであります。すると庁内にずっとその電話でのやりとりが流れているわけです。消防隊員はおりながら、そのシミュレーションを自分でしながらおりて行くと、1階にまあ言うたらナビのようなものがありまして、刻々と情報が変わっていく。それを聞きながら着て行くという非常に臨場感がある見学をさせていただきました。そのときに印象的だったのが、各消防隊員が下でそれぞれのブースといいますか、ロッカーがあります。そこで自分なりに、すぐにズボンが履けるよう、すぐに上着が着れるように配置しておったのがすごく印象的でありました。

本来はあってはならないことではありますが、必ず起きるものであります。特に、消防の仕事の大変さというものを市民にわかっていただきたい。そういう意味もありまして、今回ちょ

っとお聞きいたしました。できれば、僕が経験したようなことを、消防署で経験したようなことを今もやられているかとは思いますが、市民の方に、特に子供に見せて感じさせるということも大事ではないかと思えます。どうぞ消防長、その辺も教育委員会と連携を取りながらですね、教育の一環として取り組んでみてはいかがかなということをお願いしておきたいと思っております。本当に被災された方、一日も早い復興を御祈念いたしております。

それでは続きまして、特別養護老人ホームしおさいの運営状況についてお聞きいたしたいと思えます。

現在のしおさいの財務財政状況の推移を教えてくださいたいと思えます。園長、よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

しおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 岡田旭生君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（岡田旭生君） おはようございます。

しおさいの経営状況について、介護員及び調理員、いわゆる現業職員への行政職給料二表、以後ですね、行二表として表現させていただきます。答弁させていただきます。行二表前の平成28年度決算から平成31年度当初予算までの収支状況をお答えいたします。

まず、指定介護老人福祉施設事業特別会計、本入所に係る会計について御説明いたします。

平成28年度決算では、歳入歳出とも3億8,935万1,212円で、歳入のうち、基金繰入金が2,055万6,381円、一般会計繰入金が2,983万7,476円となっております。

平成29年度決算では、歳入歳出ともに3億8,383万3,584円で、歳入のうち、基金繰入金が4,111円、一般会計繰入金が3,664万690円となっております。

30年度決算見込みとしましては、歳入歳出ともに3億9,062万2,000円で、一般会計繰入金が2,536万2,000円、特別会計繰入金が1,382万8,000円、これは介護サービス事業特別会計からの繰入金となっております。

31年度当初予算では、歳入歳出ともに3億8,364万円で、歳入のうち、一般会計繰入金が369万円、介護サービス事業特別会計からの繰入金が1,324万9,000円となっております。

次に介護サービス事業特別会計、短期入所に係る会計について御説明いたします。

平成28年度決算では、歳入歳出ともに4,249万4,270円で、歳入のうち、一般会計繰入金が784万1,853円となっております。

平成29年度決算では、歳入が3,926万6,183円、歳出が3,514万4,739円で、412万1,444円の黒字となりまして、平成30年度へ繰越金としております。

平成30年度決算見込みでは、歳入歳出ともに5,098万2,000円を見込んでおりますが、このうち、黒字分であります1,382万8,000円を介護老人福祉施設事業特別会計の赤字補填として繰り出すこととしております。

平成31年度当初予算では、歳入歳出とも4,991万9,000円となっておりまして、黒字分を1,324万9,000円と見込んで、平成30年度と同様に介護老人福祉施設事業特別会計の赤字補填として繰り出す予定としております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） まあ簡単に言いますと、ショートステイ、ショートの分が黒字になったと、改善されたということと、人件費が先ほど言われたように行二導入ということで、29年から31年度にかけて落ちていくというようなことが言えると思いますが、改善された要因というのは、園長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 岡田旭生君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（岡田旭生君） お答えいたします。

29年度以降は、介護員及び調理員への行二表導入によりまして、議員が言われましたように人件費の削減効果が出ておりますが、一方で、正職員の不足を臨時職員で補っていることもありまして、臨時職員に係る人件費が上昇していることや施設の老朽化による修繕はもちろん、台風などによる突発的な修繕も重なりまして、平成30年度は当初の見込みより歳出は増となっております。

ただ、短期入所、ショートステイのサービスの利用者が平成29年度から増加しておりまして、平成30年度の介護サービス事業特別会計決算見込みでは1,382万8,000円、31年度も1,000万円を超える黒字を見込んでおりまして、介護老人福祉施設事業特別会計の財源補填として大きな役割を果たし、しおさい会計の一翼を担う事業に成長しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 非常に結構なことだと思っております。なかなか職員さん、ショートステイ大変だと思いますけれども、より一層頑張ってくださいと思っています。

それでは、しおさいの現在の職員数、並びに職種別の人数、臨時、パート、それから嘱託ですかね、の方のそれぞれの人数を、今現在の人数を教えてくださいと思っています。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 岡田旭生君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（岡田旭生君） お答えいたします。

まず、現在の職員数ですが72名となっております。

次に職種別でお答えいたします。現在、一般行政職員2名、指導係長1名、介護係長1名、管理栄養士1名、理学療法士1名、生活相談員1名、機能訓練士1名、運転手1名、看護師6名、介護員41名、調理員8名、食事介助員2名、洗濯職員2名、清掃職員2名、夜警員2名の合計72名となっております。内訳は、正職員が37名、嘱託職員7名、再任用職員1名、臨時職員18名、パート職員5名、清掃職員と夜警員は委託としておりますので、それぞれ2名の合計4名となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） それでは、園長にお聞きいたします。

今、言われた職員数の中で、一般行政職2名というのは、園長と次長のことだと理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 岡田旭生君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（岡田旭生君） そのとおりでございます。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） それでは、しおさいの給与体系についてお聞きいたします。

先ほど言いましたように、平成29年から31年度までの行二導入に伴いまして、人件費が削減されるわけでありますが、その削減幅というか、それを年度ごとに教えていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 岡田旭生君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（岡田旭生君） お答えいたします。

29年度から行二を導入いたしまして、3カ年の経過措置を設けております。28年度に対して、29年度が削減額が1,026万1,000円。29年に対して30年度が1,405万4,000円。最後31年度、来年度見込みですけれども、1,135万2,000円の削減となる見込みです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） ということは、園長、3 年間に分けて毎年 29 年、30 年、31 年と 1,000 万円ぐらいが大体減って行って、3 年後、行二が完全に移行したときには、28 年度に比べて 3,000 万円ちょいの人件費カットになるということで間違いないでしょうか。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 岡田旭生君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（岡田旭生君） 3 カ年でですね、全体をトータルしますと 3,566 万 7,000 円の削減になる見込みであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 済みません。給与体系は本来は総務課長にお聞きしたらよかったのかなと今思っております。済みません。

それでは、総務課長にお聞きいたします。

現在、土佐清水市のラスパイ、どれぐらいで推移しているのか教えてください。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

国の俸給月額を 100 として計算した指数であるラスパイレス指数は、平成 28 年度におきましては 96.6 でありましたが、平成 29 年度におきましては 96.4 となっておりますが、これは一般行政職を対象としたもので、技能労務職員は含まれておりません。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） じゃあ、今のところ 96.4 %でラスパイレス指数は推移しているということですが、県下 11 市、県下市町村全部で 34 ありますが、どれぐらいの位置におるのかを教えてください。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

県内全体の平均としましては 97.4 となっております、低いものから 15 番目、中ほど

となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 1 1 市の中では、どれぐらいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

1 1 市の中では、下から 2 番目に低いものとなっております。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 県下的に言えば、清水の皆さんの給料は下から数えたほうが早いということになるかと思います。

それでは再び、しおさい園長にお聞きしたいと思います。

現在、しおさいの抱えている課題、問題点、当然あぶり出されていると思いますが、このあたり、どのように捉えているのかをお示し願いたいと思います。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 岡田旭生君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（岡田旭生君） お答えいたします。

平成 26 年度に民間委員を交えました、しおさい経営改善検討委員会、平成 27 年度にはしおさい運営検討委員会を開催し、結論としては、人件費削減という最大の課題が解決できないのであれば民間移譲が妥当との結論を踏まえまして、平成 29 年度から現業職員であります介護員と調理員への行二表を 3 年間の経過措置を設けて導入したところです。

しおさいが直面する課題として、施設は建設から 24 年が経過し、老朽化が進む中で耐用年数超過や経年劣化による施設・機械・器具類等の不具合が生じ、多額の維持管理及び修繕費用がかかるものが数多く想定されております。また、全国的な介護人材不足は、本市でも同様でありまして、今後の経営については課題が山積しております。さらには、平成 29 年度に導入された現業職員への行二表の経過措置が平成 31 年度をもって完了するものの、修繕費ほか人件費抑制効果を上回る財政出動が想定される中にありましては、一般会計からの繰入金は減少するものの、引き続き一般会計から繰り入れなければならない厳しい経営状況が想定されるため、常に定員の 100 名に近い利用者の確保を第一に、経費節減を徹底するとともに、正職員の採用や平成 32 年度から始まる会計年度任用職員制度による非正規職員の処遇向上などを想

定し、将来にわたって独立採算で持続可能な施設経営を目指し、市民に必要とされる、市民に選んでいただけるしおさいとなるよう、不断の取り組みを推進する必要があると考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 園長が今言われた修繕ですね、しおさいも建設されてから、もう 20 年以上たつんではないかと思っております。別にしおさいだけが老朽化が進むわけでは当然ありませんので、建物は修繕費用がかかってきます。それを赤字と見るかどうかというのは、見解の分かれるところかも知れませんが、経営改善委員会等で長年経営の改善に、どうしたらええ、こうしたらええというような答申が出てきていると思っております。その中で、先ほと言われたように人件費の問題が非常に大きなウエートを占めるということで、現在、平成 29 年度から 31 年度まで行二を 3 年間にわたって導入するというので、今、しおさいは人件費の削減に動いているということであると思います。

一方、公設で運営している施設にとって、民間のエッセンスを入れるというのは大変大事なことだと思っております。

そこで、総務課長にお聞きいたしたいと思います。

現在、しおさいの園長を公募しておりますが、その理由をお示してください。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

特別養護老人ホームしおさい園長につきましては、現在まで一般行政職職員を配置しておりますので、人事異動により 2、3 年程度で入れかわることから、入所者や施設の実情把握、施設運営の改善施策等を行うに当たり、より専門性の高い方を一般任期付職員として配置することで能率的運営が確保できると考えたことによるものです。

そこで、採用試験の受験資格に挙げております、社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号のいずれかに該当し、社会福祉施設の長または施設での勤務経験が 5 年以上ある者を採用することにより、その方のこれまでの経験や専門知識を今後の施設運営やサービスに生かしていただき、入所者やその家族の方がこれまで以上に安心・安全で、かつ満足していただくことを目的として募集したものです。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この公募の理由としては、先ほど言いましたように、やはり民間のエッセンスと専門性の高い人材活用ということで公募されたということだと思います。

そして、公募した結果はいかがであったかお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

しおさい園長の募集につきましては、平成29年度に平成30年度採用の任期付職員として募集を行いましたが、応募がなかったことから、受験資格を変更し2回目の募集を行ったところ、1名の応募がありましたが、試験当日に自己都合により辞退となりました。

また、今年度も平成31年度採用の任期付職員の募集を前年度2回目の受験資格と同じ内容で行いましたが、応募がありませんでした。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この公募の要項といいますか、これは当初は先ほど言われたように、民間の施設で長を何年務めたとかいう、なかなかちょっと厳しい、ハードルが高い内容だったと思います。それを若干下げて公募したけれども、それでも応募がなかったということだと思います。

この要項の中で、一番僕が難しいなと思ったのは任期であります。5年任期でありまして、例えば5年後にまた再任用があるのかないか、ここが大きなところだと思います。例えば、定年間近の方が応募して園長として働くというのであれば、任期5年というのも妥当かなと思いますが、若いばりばりの、例えば40代、50代の方で任期が5年ということに区切られて、もしその先の保障がないのであれば、なかなか難しいのではないかなというような気がいたしておりますが、そのあたり総務課長の御見解をお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

まず、受験資格なんですけれども、1回目のときには募集の採用の年齢を55歳までとしまして、社会福祉施設の長または管理者の経験が2年以上ある者として募集しましたが、応募がありませんでしたので、年齢要件を5歳上げまして60歳までとしまして、それから管理者の経験2年というところを勤務経験が5年以上ある者に変更して募集を行ったところです。この5年というところなんですけれども、今般のしおさい園長の募集は、一般任期付職員として募集しております。これは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法

等の規定に基づき定めた一般職の任期付職員の採用に関する条例第2条第2項により、専門的な知識・経験を有する者を任期を定めて採用するというものになっております。

任期につきましては、先ほど申しました地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第6条において、5年を超えない範囲内で任命権者が定めると規定していることから、最長5年として募集を行っているものです。

同じ方を、この一般任期付職員として採用する場合は最長5年というふうに法律のほうでなっておりますので、再度の任用ということはできかねます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） よくわかりました。

任期が5年、それから再任用ができないというのは条例で決まっていますということだったと思います。ただ、この園長公募というのは非常に画期的なことだと思っております。例えば、議会答弁のときに、じゃあしおさいの園長として任期5年の方が公務員ではなくて答弁するような形になるのかもわからんですし、非常に斬新な取り組みだと思っております。ただ、応募がなければ、これも採用になりませんので、いま一度ですね、これまた公募かけていただいてですね、民間の考え、エッセンスを、ぜひしおさいのほうにも取り入れるような方途で、引き続き公募を続けていただきたいということを強くお願いいたしまして、この公募の話は終わらせていただきたいと思います。

それでは、ここから処遇改善加算について、福祉事務所長並びにしおさい園長にお聞きいたします。

現在、国は保育人材の確保策として、キャリアアップの取り組みに応じた人件費加算に加え、キャリアパスと研修体系を有効に活用した処遇改善策を制度化しておりますが、この施策の問題点は申請主義であります。つまり、うちでやらせてくれと手を挙げたところでないとは制度化されません。

土佐清水市の現在、保育園、幼稚園で取り組んでいる園があるのか、ないのかを、まずお聞きいたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えします。

保育士の処遇改善加算については、平成27年度の子ども子育て支援新制度が施行された年から制度が創設され、職員の勤続年数などに基づいた処遇改善加算として支給されることにな

っており、本市では学校法人しみず幼稚園が平成２７年度から市を通じて申請し、制度を利用しています。公立の保育園については、保育士の賃金も行政職員と同じ給料表で市が運営しており、この制度の対象とはなりません。

○議長（永野裕夫君）　５番　吉村政朗君。

（５番　吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君）　所長の答弁で、つまり民間でこの処遇改善加算は取れるけれども、市町村立、公立で運営している保育園や幼稚園は処遇改善加算の対象にはならないという答弁だったと思います。それでよろしいでしょうか。

○議長（永野裕夫君）　福祉事務所長。

（福祉事務所長　吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君）　そのとおりです。

○議長（永野裕夫君）　５番　吉村政朗君。

（５番　吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君）　それでは、再びしおさい園長に処遇改善加算についてお聞きいたします。

介護職員処遇改善加算の考え方は、当初は介護職の賃金が高業種に比べて低いため、平成２１年度から交付金という形でスタートいたしました。平成２４年度からはですね、賃金改善の効果を継続する観点から、交付金をやめて介護報酬の中に組み込んでまいりました。今では、この処遇改善加算というのは賃金改善だけではなくてですね、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備すること、さらに言うならば、事業者によるキャリアアップの仕組みの構築を促すため、平成２９年度からはさらなる加算が拡充されております。

以上の観点から、しおさいも処遇改善加算を導入すべきだと考えておりますが、しおさいは現在導入しているのかどうかを、まずお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君）　しおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長　岡田旭生君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（岡田旭生君）　しおさいでは、現在導入はしておりません。

○議長（永野裕夫君）　５番　吉村政朗君。

（５番　吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君）　少し、この処遇改善加算というものを勉強してまいりました。

先ほど言いましたように、当初は交付金ときは賃金が低いと。それから離職率が高い、定

着率が悪いということで、まず介護職の賃金を上げようじゃないかということで交付金で賄われておりました。しかし、これもいろいろ問題点がありまして、介護職に限るというようなことで、同じ事業所の中で、この人にはついて、この人にはつかないということがありまして、なかなか申請主義でありますので、制度でありますので、手を挙げてない法人というのも県下幾つもあったことは知っております。ただ、先ほども言いましたように、賃金の改善だけではなくてですね、今はその介護職の地位向上、それから職場の改善ということで処遇改善加算が拡充されてきております。

少し処遇改善の話をさせていただきますと、例えばしおさいの場合であれば、従来型、多床室の特別養護老人ホームというカテゴリーに入るわけであります。それについて点数が何点、何百点とあります。その上にですね、例えば夜間職員の配置ができているのか、夜間の看護師がいるのか、それから管理栄養士がいるのか、そういうところで加算されていきます。それで合計点が出るわけです。それだけではありません。それに対してキャリアパス要件。職場環境等要件というのがありまして、それを５段階に分けてまして、それでそれぞれの先ほど言うた、全部の分母に対してどれぐらいの加算が取れるかというような計算方式になっているのは御存じのとおりだと思っております。

そこで、私なりに計算をしてみました。しおさいの、例えば入居率がどれくらいか。これも大体９５％。それから１２月、１月、２月というのは入院される方が多いので入居率が下がります。そういうことも勘案し、なおかつ介護度がどれぐらいの人が多いのかということも計算いたしました。その数字がですね、まず本入所の方が現在１００名ですので、その稼働率、いろんなものを計算したら、年間に約２，４００万円の加算が出ます。これ専門家でない僕が計算しておりますので、若干の違いはあるかも知れませんが、大体こんな数字が出てくると思っております。もう一つ、ショートステイ２０名、これも当然処遇改善加算の中の計算式に入ってます。これは稼働率が５０％で計算してみました。介護度５、２．９５ぐらいの介護度で計算しております。ショートステイ２０名で約２３０万円の処遇改善加算があります。細かい数字、間違っている場合もありますが、ほぼほぼこの数字がしおさいに、もし処遇改善加算導入となれば入ってます。

しかし、ええことばかりではありません。今のは、加算１という一番要件を満たしていることが前提で計算したものであります。これが１から、先ほど言いましたように５まで細かく分かれています。これをなぜしおさいが導入しないのか。御見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 岡田旭生君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（岡田旭生君） お答えいたします。

介護職員処遇改善加算は、先ほど議員が御案内のようにですね、介護サービスに従事する介護職員の賃金水準が、ほかの産業全体と比較して低いため、その改善を第一の目的として創設されたものであります。

しおさいがこの加算を導入していない理由としましては、しおさいの介護職員は公務員給与が適用されておりまして、民間を中心とする、ほかの事業者よりもかなり高い水準に給与が支給されているため、賃金改善を行う必要がなかったことから導入に至っておりません。

平成29年度からは、介護職員及び調理員に対して行二表を導入され減額とはなっておりますけれども、それでもなお民間を中心とするほかの事業者と比較をしても高い水準が維持されているため、導入には至っておりません。

また、この加算を導入することによりまして、利用者負担金、いわゆる個人負担金へはね返ってくることから、低所得の方々に、さらなる負担を強いることにもつながることから導入しておりません。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） それでは、今の答弁に対して質問させていただきたいと思います。

今の園長の答弁は、ほかの事業所と比べて、公務員だから今の給与水準は高いよと。だから介護加算は取りません。それからもう一つが、利用者さんの負担がふえるということだったと思います。この利用者の負担がふえるという考え方は、介護保険料にはね返るという考え方で言われているのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 岡田旭生君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（岡田旭生君） お答えいたします。

私たちが納付する介護保険料にも当然左右されるであろうと思いますが、今、私が答弁させていただいたのはですね、今現在入所されている方たち、また今後入所される方の利用者の個人負担金ですね。これ介護報酬をもとに算出していくわけなんです、そこに反映するということになります。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） もともと介護保険の考え方というのは、そういうものだと思っております。利益者負担も当然ありますし、いろんな加算、いろんないい事業をすれば加算されてい

く。そうすると、例えば土佐清水市の介護保険料幾らかありますよね。それが上がるということは、言いかえれば介護事業所がいっぱいあって、市民が高齢者が選ばれるよというサービスを行っているということとも言えると思っております。この介護保険の抱える問題点、矛盾点でもあるのかなとは思っております。

それと、そもそもですね、この制度は先ほど言いましたように、賃金、処遇改善だけではありません。今は、それをすることによってキャリアパスや職場の環境を改善すると、そういうことをすれば加算していきますよという制度になっておりますので、そもそも民間と比較すると公務員の給料が高い、安いという議論ではないところだと思っております。格差は実際どれぐらいあるのか、どこの事業所と比べたのか聞きたいことはありますが、通告しておりませんので、それはあえて聞きませんが、これも難しいところがあってですね。例えば、処遇改善加算取った、手を挙げたとしますよ。条件的に前年の給料よりも必ず上に上がらなければならないというのが大前提としてあります。例えば、今しおさいが、この31年度から処遇改善をやりますと手を挙げたとしてもですね、前年より来年31年度は給料が下がるわけですね。行二を導入しているわけですから給料が下がります。じゃあ、30年度を上回るとなると、処遇改善の加算だけでは上回れない金額になってくると思います。それもありますので、すぐに導入を考えろと言っているわけではありません。行二が完了する平成31年度が、一番行二の、まあ言うたら給料が一番下がる時であります。31年度を前年として考えられる平成32年度以降、処遇改善加算、これをぜひとも検討していただきたいと思います。

これの一番の矛盾点は、一般行政職の方がこれを判断している。導入しているか、しないかというのは、一般行政職の方が大体議論されております。これは現業、行二で働いておられるしおさいの職員の方々とも勉強会を開きながら、どうするか検討していくべき問題だと思っております。ぜひ、平成32年度導入したいと、導入ありきということで取り組むことを強く要望いたします。もし、また機会があればですね、この処遇改善加算、僕ももっと研さんして勉強してですね、一般質問で取り上げさせていただきたいと思います。園長、よろしくお願いいたしますまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、庁舎内の職場環境について質問させていただきます。

昨年の9月会議におきまして、市役所庁舎内のハラスメント、特にパワハラについて質問させていただきました。そのときの課長答弁で、ハラスメントの研修、特に管理職に対して開催したり、要綱を定めて周知を進めるという答弁をいただきました。その後、何か取り組みをされているのかどうかをお聞きいたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

まず、研修につきましては、ハラスメントの防止及び排除や問題が生じた場合の対応においては、管理職の責務や果たすべき役割は大きいものがあると考えております。

そこで、昨年11月8日には外部から講師を招き、係長以上の職員を対象としたハラスメント防止研修を開催し、89名が出席しておりまして、ハラスメントに関する正しい認識を持っていただいたものと思っております。

また、要綱につきましては庁内で検討を行い、対応の仕組み、体制づくりを行い、土佐清水市職員のハラスメント防止等に関する要綱及びハラスメントガイドラインを本年1月1日施行で制定しております。

要綱の主な内容としましては、市職員に関するハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応等に関し必要な事項を定め、職員が個人として尊重される快適な職場環境を確保することを目的として、ハラスメントに関する相談苦情窓口を総務課に設置し、相談員は現在、総務課長、総務課長補佐、人事係長、人事係職員2名と職員組合執行委員長の6名としております。相談はハラスメントの直接の被害者だけでなく、ほかの職員からの相談にも対応することとしており、相談を受け付けた後は、5名以上の職員により苦情処理委員会を設置し、事実関係の調査や対応措置等を審議することとしております。

この要綱制定後、本年1月4日月例庁議におきまして、管理職に制度の周知を図るとともに、同日付で全職員にも周知を図っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 9月会議以降、かなり取り組んでいただいているということで、少しうれしく思っておりますが、このハラスメント、特にパワハラはですね、もうあるといういで取り組んでいただきたいと思っております。

先日、高知新聞を読んでおりましたが、目にした執行部の方も多いのではないかと思います。話題というコラムの中で、こういう文が載っております。滅私奉公というタイトルでありました。少し読みます。行政を取材していると、時々とんでもない公務員に出くわす。担当業務に責任を持たない人、過度に権利を主張する人。一部の職員とはいえ、民間の感覚からは考えられないレベルである。しかし、梶原町の過労自殺訴訟のようなケースがあることを忘れてはならない等とありまして、当時の長、教育委員会は、正確な残業時間を把握できなかったにもかかわらず、町は過重労働はなかったと主張いたしました。責任を認めたのは男性の元同僚が長時間労働の実態を証言してから。町の傲慢な姿勢に遺族はさぞ傷ついたことだろうという

ようなエッセイがありました。同じようなことが土佐清水市役所で起きないという保障はありません。これはぜひですね、ハラスメント、特にパワハラ、取り組んでいただきたいと思っております。

先般、政府が８日でしたかね、ハラスメント規制強化に関する一括法案を閣議決定いたしました。それでは特に、子育て世代に対する優しい職場環境も大事だよというようなこともうたわれております。妊娠・出産を背景としたマタハラは、育児介護休業法で対策強化を図っております。特に、健康推進課や市民課、保育園等々、女性、特に育児世代、女性が多い職場はですね、厳に慎まなければならないと思っております。

そして最後に、先ほどの滅私奉公というコラム。これは高知新聞の池一宏君、土佐清水出身の記者であります。最後、こういうふうにしめております。働き方改革が叫ばれている。行政がゆる過ぎるのもどうかと思うが、公務員が幸せに働けなければ住民も幸せになれない。そんな考え方が必要だと思う時代だと、こういうふうに結んでおります。

改めまして、働くことの意味を考えながら、本日の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前１０時５２分 休 憩

午前１１時０２分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

２番 弘田 条君。

（２番 弘田 条君発言席）

○２番（弘田 条君） おはようございます。新風会の弘田条です。

今回は、２点質問させていただきます。１点目が、光ファイバー回線整備について。２点目が、休耕田と農地中間管理機構についてを質問させていただきます。よろしくお願いいたします。早速、質問に入ります。

まず１点目の光ファイバー回線整備については、全て総務課長にお聞きしますので、総務課長よろしくお願いいたします。

市広報１月号に、光ファイバー回線整備についてのお知らせが掲載され、市内の情報格差を是正し、利便性の向上や地域活性化を図るため、４年をかけて光ファイバー回線の整備を行い、初年度は下ノ加江地区に着手しており、２０１９年４月、この４月から現地工事が始まり、同年１０月、ことしの１０月ですが、光ファイバー回線によるサービスの提供が可能となるよう整備していく予定という内容でした。この光ファイバー回線整備について質問してまいります。

ので、よろしくお願いいたします。

1 点目の現状についてであります。

数年前に市街地と三崎地区に光ファイバー回線が整備されましたが、具体的な範囲を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

市内の光ファイバー回線による超高速ブロードバンドサービスは、市街地及び三崎地域で平成 23 年に N T T 西日本により整備されております。N T T 西日本にお聞きしましたところ、サービス提供可能な地域を住所の一覧では公表していないということですが、ホームページにおいて、個別に住所や電話番号等を入力することで、サービス提供の可否が判明できるそうです。

そのため、余り具体的とは言えないかもしれませんが、現在利用可能な地域は、市街地地域のほか、加久見、養老、松崎、グリーンハイツ、浦尻、緑ヶ丘、厚生町の一部と、三崎地区では下益野の一部、上野、斧積を除く地域となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2 番 弘田 条君。

（2 番 弘田 条君発言席）

○2 番（弘田 条君） 次に、市広報にもありましたけども、現在の状況を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

先ほど、議員御案内のとおり、光ファイバー未整備地域の整備につきましては、今年度から 4 年間かけて整備することとしておりまして、この事業は民設民営で行う事業者に対して、高知県情報通信基盤整備事業費補助金と土佐清水市情報通信基盤整備事業費補助金を交付し、実施を行っているものです。

初年度の平成 30 年度は、下ノ加江局から整備を行っておりまして、現在詳細設計や事前準備をしており、平成 31 年 4 月ごろから工事を開始し、10 月サービス開始を予定しております。また、現在公設民営で関西ブロードバンド株式会社がサービスを行っています A D S L につきましては、光ファイバー回線開始 2 カ月後をめどに廃止となる予定ですので、8 月ごろには住民説明会を実施したいと考えております。具体的なスケジュールが決まり次第、広報等で

周知を図っていく予定です。

また、平成31年度には以布利局・中浜局の整備を予算計上しておりまして、再来年の2020年10月ごろにサービス提供を予定しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 工事もでき上がって、またお知らせもしていただくということで大変ありがたいと思っております。

次に、工事を行う業者についてお聞きしたいと思います。業者はどこになったか教えてください。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

事業者は西日本電信電話株式会社、NTT西日本となっております。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） また、その業者をどう選択したかを教えてください。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

業者の選定につきましてはプロポーザル方式により決定しております。選定のための審査委員会を設置し、県内で光ファイバー整備の実績のある事業社2社から企画提案書及び見積書等の提出を募り、その内容とプレゼンテーションを受け、7名の審査委員がサービス内容や保守・サポート体制、サービス未提供エリア等を考慮し、決定したものです。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

次に、工事の内容についてお伺いいたします。1点目としまして、光ファイバー回線工事の配線は、電柱などを利用する架空電線か地中に埋める地中埋設かを教えてください。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

N T T 西日本にお聞きしたところ、架空配線となるということです。

○議長（永野裕夫君） 2 番 弘田 条君。

（2 番 弘田 条君発言席）

○2 番（弘田 条君） 次に、工事の中身で局舎を設置すると聞きましたが、局舎の役割について説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

局舎とは、電話回線等の交換機や接続機器を設置している建物です。今回は新しく設置するのではなく、現在 N T T 西日本がサービス提供を行うために設置している局舎に光ファイバー回線用の中継装置を設置するものとなっております。

○議長（永野裕夫君） 2 番 弘田 条君。

（2 番 弘田 条君発言席）

○2 番（弘田 条君） 次に、光ファイバーの回線は災害に強いとよく聞きます。その事由についてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

さきに答弁いたしました、局舎などの通信施設や施設維持の電力設備、光ファイバー等通信ケーブルは、火災や風水害、地震に対しても対策がなされているとのことです。防火、浸水等の対処はもちろんですが、例えば、通信ケーブルが被災すれば、その区間の通信が途絶え、周辺の電話等通信サービスが利用できなくなります。しかし中継する経路を複雑に多重化させることにより、別経路に切りかえ通信させるような仕組みなどもその一つです。また、中継交換機を設置した重要通信センターは分散して設置しており、オペレーションセンターによる 24 時間監視体制で災害に備えているとのことです。

○議長（永野裕夫君） 2 番 弘田 条君。

（2 番 弘田 条君発言席）

○2 番（弘田 条君） 答弁の中で、多重化、私らよくわかりますけど、要はね、いろんなところからだめになっても、そこからだんだんつないでいくので、そこがだめになってもすぐになぎかえて、またすぐに復旧できると、そういった中身だと思います。

次にですね、ここが一番大事なところですけども、光ファイバー回線の速度を b p s であらわし、1 秒間の転送データ量とのことです。この速度がどれくらいありますかということと、

また、あるときでは同時に10カ所使ったとすると、それが10カ所同時に使うたら速度は10分の1になったりしますかという質問です。よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、bpsは1秒間に転送できるデータ量をあらわす通信速度ですが、この数値が大きくなると通信速度が速いということになります。

例えば、今回整備する光ファイバー回線は通信速度が最大1Gbpsとされています。この1Gbpsという速度は約15分の動画をダウンロードするのに、従来のADSLでは速くても約10秒程度かかっていたものが、約0.5秒でダウンロードできる速さになります。

ただし、この速さは最大通信速度が継続して利用できた場合の理論値であり、接続する機器の性能や回線の利用者数などといった利用環境や利用状況によっては、速度が数Mbpsになる場合もあります。

また、光ファイバー整備方法は、局舎から1芯のファイバーを複数の利用者で共有するものとなっておりますので、1つの光ファイバー回線に10カ所が同時に接続して通信する場合、理論上は、その10分の1の速度、100Mbpsになりますが、それでも従来のADSLと比べ、随分速い通信速度であり、動画などの視聴にも全く問題がない速度だと言えます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 1G、1Gいうたら1,000メガということなので、1,000メガいうたらざまに速いと思います。うちにですね、パソコンに速度をはかるソフトがついちゃって調べてみました。そしたらうちのがはですね、NTTドコモの携帯電話を利用してモデムをかまして、それでやるよう中でやるがですけども、10メガしか出ないということなので、1,000メガであれば100倍速いということなので、かなり速い速度でということ、動画らを見よっても全然問題ないし、さっき言ったように、僕は10分の1言うたがはですね、学校で例えばパソコン室があつて、それから職員室とか校長室らがあつて、一遍に使うたら、その担当したときに、やっぱり使うた分だけ遅くなりますみたいになつたけど、それもこの光ファイバーも一緒かなと思うて聞かせてもらいました。同じことで、要は同時に使うたら落ちるということですよね。そういうこともわかりました。ありがとうございます。ということです、ありがとうございました。工事については、以上で終わります。

最後にですね、実際の各家庭の利用についてというところです。もちろん工事は済んで、各家庭から実際申し込みを行って、それから実際利用できるまでの期間はどれぐらいになります

かをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

N T T西日本にお聞きしましたところ、工事終了後、サービス開始の約1カ月前よりサービス利用の申し込みの受け付けを開始し、受け付け順に開線工事を実施するということです。申し込み後、家庭内への引き込み工事を行うまでは、おおむね1カ月程度必要と見込んでいるということですけれども、申し込みが集中した場合や工事の稼働状況によっては、申し込みから利用可能となるまでの期間が1カ月以上かかることも想定されるということです。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） わかりました。

そういった、1カ月前から申し込みできるとかですね、また、そういった案内についてもですね、またお知らせもしていただければと思います。よろしくお願いします。

最後になりますが、インターネットを利用するための初期の経費とか機材、毎月の料金がどれぐらいになるかわかれば教えてください。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

N T T西日本に確認したところ、フレッツ光ネクストというインターネットサービスを利用する場合には、工事費及び契約料といった初期費用が税抜き1万8,800円、サービス利用料として、月額税抜き5,400円が必要となるということです。また、インターネットの利用には、別途インターネットに接続するためのサービスを提供する事業者、プロバイダーと契約する必要があります、その利用料も必要となります。

機材については、ONUと呼ばれる光回線終端装置が必要で、光回線の引き込み工事の際に設置されます。こちらは工事費に含まれるので、料金はかかりません。また、パソコンの接続や利用形態によって必要となる機器が異なります。例えば、家庭内でWi-Fiを利用するには無線LANルーターなどが必要ですが、これはN T Tでレンタルも可能ですし、家電量販店などで購入することもできます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） どうも野村課長、ありがとうございました。

以上で、光ファイバーについては終わります。

次に、休耕田と農地中間管理機構について二宮課長にお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

私の家は農家で、小さいときから田植えや稲刈り、キュウリのハウスの栽培など手伝ってきました。現在でも弟がブロッコリーを栽培しておりまして、12月から5月までは毎日ブロッコリーの収穫を行っておりまして、毎日ブロッコリーから手が離れない毎日が続いております。

また、小学校から高校ぐらいまではですね、全ての田で稲作も行われていましたが、現在ではかなり休耕田が目立つようになってきました。その当時は、地区の総会も年2回行われてまして、9月の総会は田を借りた御礼の加地子といって、1反当たりどれぐらいのお米でお礼をするか決める総会もあったのですが、今ではだんだんお米をつくる人が減ってきており、ますます休耕田がふえるばかりとなっています。先代からの大事な土地は荒らしたくない。しかし、耕作する人もいないということなので、これ仕方がないことだという現状とも考えています。

まずですね、質問させてもらいますが、まず、土佐清水市の休耕田はどれぐらいあるかということで、現状の土佐清水市の休耕田を把握しているかどうかをお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

まず最初に、耕作されなくなった農地のことを、休耕田あるいは遊休農地など言い方はいろいろありますが、ここでは農地の利用状況調査の調査結果をもとに答弁させていただきますので、その調査の中にある遊休農地という言い方をさせていただきますので御了承いただきたいと思います。

農地の利用状況につきましては、毎年農業委員会で農地に出向き利用状況調査を実施しており、平成30年の結果で申し上げますと、1号遊休農地といわれる農地は約40ヘクタールとなっており、これは昨年より増加している状況です。

この1号遊休農地とは、現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地と定義づけているもので、具体的には過去1年以上にわたり農作物の作付が行われておらず、かつ今後も農地所有者等による農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みのない農地をいいます。繰り返しになりますが、この遊休農地が、本市では平成30年調査で約40ヘクタールとなっております。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） このですね、休耕田がふえる状態は、どう考えているかをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

農業施策の基礎となる5年に1度実施される農林業センサスが、直近では平成27年に実施されており、その結果から見ますと、販売農家が205戸で、10年前は342戸でありましたので10年間で137戸の農家が減少しております。その結果、遊休農地がふえたものと考えますが、リタイアした農家の農地を、その後耕作していただくとしても、引き継ごうとする農家にとっては機械規模、労働力などのさまざまな要因から全ての農地を引き受けてもらえる状況にはないことも事実でありまして、その中でも耕作条件の悪い農地が耕作されないまま、いわゆる遊休農地になっております。

耕作されなくなった農地は数年で原野化または山林化してしまい、農業を再開する状態に復旧するには負担が大きいものとなってしまいますので、農業委員会により実施する利用状況調査や利用意向調査結果の情報を関係機関が共有し、遊休農地が発生した場合、速やかに次の耕作者に引き継ぐ手だてが重要だと考えます。また、現在の担い手農家は機械規模も大きくなっているため、以前の土地区画整理による農地では作業効率等の条件も合わなくなっておりますので、新たな基盤整備も含め、一体的な集落環境の維持を見据えた取り組みが必要であると認識しております。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 続きまして、休耕田対策を初め、各種の取り組みについてお伺いします。休耕田を初め、各種の取り組みについて、新規農業者の育成や集落営農など、どう取り組んできたかをお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

新規就農者育成につきましては、露地野菜の複合栽培と、施設園芸ではキュウリ栽培を本市の経営モデルとしており、ラッキョウ・ナバナの露地野菜及び施設キュウリの品目で、指導農業者の方々が就農希望の研修生を受け入れてくれる体制になっております。現在は4名の方が給付金制度を活用しながら認定新規就農者として頑張っておられます。

また、平成24年度より土佐清水市集落営農塾などの研修会を開催し、市内でも大半の面積

を占める水稻栽培について、集落営農組織の設立を推進する取り組みをしており、現在市内で2法人、1組織の3つの集落営農組織が地域の受け皿として活動しております。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

ダブるかもしれませんが、現在行っている取り組みや、また将来計画している取り組みがあれば教えてください。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたように、高齢化・後継者不足が深刻な課題となっている水稻栽培において、集落営農の組織化は必要な取り組みと考えますので、引き続き推進していきたいと思えますし、今後は農家・非農家を問わず集落の生活環境を守ること活動の目的の一つであるとの共通認識のもとで参加できる集落営農組織の体制整備への支援や集落営農組織が雇用の場となる安定経営ができるような支援をしていかなければならないと考えております。

この3月3日に設立総会が開かれたばかりですが、加久見地区でも集落営農組織が設立され、これで市内で4つの組織ができました。今後は、それぞれの組織が抱える課題や取り組み方法の情報交換ができる4組織が連携できるような環境づくりも進めていきたいと考えております。

また、後継者対策、新規就農者の確保対策では、就農するに当たり課題の一つとなる農地確保について、農地に関する情報を整理し、あわせてI・Uターン者も含めて移住対策担当課とも連携しながら土佐清水市が求める人材を明確にした上で、積極的に確保できるよう取り組みたいと考えます。

加えて、現在多面的機能直接支払制度の協定組織が14地区、中山間等地域直接支払制度の協定組織が12地区、それぞれ国の交付金を活用しながら農地の維持管理にも取り組んでいただいておりますので、引き続き支援してまいります。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 続きまして、前からかもしれませんが、現在頑張っている農業者についてお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

市内では現在３５の経営体がみずからの経営改善計画を立て、市が認定した認定農業者として頑張っておられます。

若手農業者には水稻と裏作で露地野菜を組み合わせで規模拡大を図っている方もおりますし、施設園芸では環境制御技術など先進技術も取り入れ幡多地域でトップクラスの収量を上げている方もおります。また後継者の中には露地野菜の通年栽培に取り組んでいる方もおられます。申しましたように、さまざまな農業経営がありますけれど、徐々にではありますが若い農業者がふえてきていることは心からうれしく思っておりますし、とても頼もしく感じております。この方たちの子供さんが親の背中を見て、農業を職業として選んでもらえるよう、稼げる農業を実践していただきたいと期待もしております。

市としては、農業の生産者にとどまらず、経営者として御自身の経営に対する気づきのきっかけづくりとしていただくため、認定農業者の方々には全国農業担い手サミットへの参加経費についての支援をしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ２番 弘田 条君。

（２番 弘田 条君発言席）

○２番（弘田 条君） 頑張っている方、たくさんおると思います。僕の知っている人でも１５人ぐらい雇うてですね、それで一生懸命やっている方もおりますし、いろんな取り組みをやっている方おりますので、ぜひ私もですね、頑張っている皆さんを応援していきたいと考えております。

最後に、農地中間管理機構についてお伺いいたします。

まず、農地中間管理機構は、どのような活動をしているか説明をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

農地中間管理事業と農地中間管理機構について、先に説明させていただきます。

まず、農地中間管理事業とは、リタイアしたり、規模を縮小する農家、こちらを出し手といいますが、出し手から農地を一たん借り受け、その農地を認定農業者など地域の農業の担い手、こちらを受け手と表現しますが、受け手へその農地を貸し付けることで、認定農業者の経営規模の拡大や作業の効率化を図り、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストを削減することを目的とした事業をいいます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、平成２６年度から実施しているもので、高知県では高知県農業公社が、この事業を実施する農地中間管理機構として知事から指定を受け

ております。

農地中間管理機構におきましては、農地の出し手の申し込みは随時受け付けておりますし、受け手についても年数回募集するなどの事務作業を行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 続きまして、数年前にですね、夕方のNHKのニュースで、農地を借りたい人がいれば農地中間管理機構に申し込んでくださいというニュースを見たことがありました。土佐清水市でも実施できているか。先ほどとダブるかもしれませんが、またお願いします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

農地中間管理機構は、人・農地プランなどをもとに、担い手へ農地を集積することを目的に設けられた組織です。先ほども説明いたしました。この農地中間管理機構が間に入ることで、地域の農地を一体的に借り受け、その後担い手へ再配分することができるなど、個人間の取引では困難であったことが実現できます。また、農地中間管理機構が農地を一体的に借り受けるため、賃料の受け払いや農地貸借の契約事務が一元化され、出し手・受け手双方に大きなメリットがあると考えております。

本市でも、平成27年度から農地中間管理事業を実施し、集積を進めておりますので、今後、それぞれの地域の農地の問題、担い手の課題等、地域での話し合いをしっかりといただき、面的な農地集積・集約を進めることで事業のメリットも受けながら実施していただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 最後の質問になります。

農家でない方の農業体験や市民農園的な取り組みについてはどうでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

この中間管理事業では、家庭菜園などのために農地を借り受けることはできませんが、例えば弘田議員の地区にもあります集落営農組織が今後法人化すれば、組織として農地中間管理事

業を活用し、農地集積も行いながら、御提案のような農作業の体験やオーナー制度のように地区外の方との交流なども実施できると思います。個人の農家で、そのようなことはなかなかできないのではないかと考えられますが、集落営農組織では可能だと考えます。収益等直接的な数字は出てきにくいと思われませんが、地域活性化などには大きな効果はあるのではないかと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） どうもありがとうございました。

いろいろと回答いただく中で、いろんなことが可能性とかですね、いろんなことが勉強になりましたので、これからも僕もですね、地元でも頑張っていきたいと思えますし、またこの取り組みをやっていると情報も入ってきまして、例えば地元の方で退職された方がこっちへ帰ってきて農業をしますという人も聞きましたし、それから多分、よそから来たIターンの方だと思うのですが、今、ビニールハウスを勉強してですね、近いところでまたビニールハウスも建てるとか、そんな情報も入ってききましたので、ぜひまたそういった方がふえてですね、休耕田も少しでも少なくなるようにですね、私も地元で頑張っていきたいと思います。

質問は以上ですけれども、最後にですね、管理職の方で3月いっぱい退職される方もいるようですので、大変長い間御苦労さまでした。4月から、ますます元気で、また活躍していただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時34分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 日本共産党の前田晃です。早速ですが、通告に従いまして、3点の質問をさせていただきます。

1つ目は、市長の政治活動についての質問です。

ことしは選挙がめじろ押しの年でありまして、4月には県議選挙を含む統一地方選挙、7月には参議院選挙、秋には知事選挙が予定されています。とりわけ、この3月末に告示を控えております県議選挙は、それぞれの陣営では予定候補者を中心に活発な取り組みが進められてい

るということのようです。

そんな中で、ことしに入ってからでしたか、県議選予定候補者と市長の顔写真の入った連名ポスターが市内全域に張り出されました。現職の市長が連名ポスターに登場するのは、私の経験でも初めてのことでしたので大変驚きましたけれども、市民の皆さんからも中立・公正であるべき市長が予定候補者の一方を応援することはどうなのかと。あるいは、県議との連携が難しくなるのではないかと。あるいは、市長が対立をあおるようなことは慎むべきではないかと。もちろん、市長の耳にもですね、こういった声はもう既に入っていると思いますけれども、そういった疑問の声が聞こえてまいりました。その逆に、私は聞いていませんけれども、大いに結構なことだといった肯定的な声もあったのかもしれません。

このように、市長が連名ポスターに登場したことが市民の話題となりまして、市長もそれを意識したのでしょうか、2月の商工会議所の新年会の挨拶の中で、このことについて若干触れておりましたけれども、そこで市長にお尋ねをしたいと思います。現職の市長が県議選の予定候補者の連名ポスターに登場することについて、市長はどのような認識をお持ちなのか伺いたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 御承知のとおり、市長は議員と同じく、地方公務員法上は特別職の地方公務員であります。一般の公務員に適用される政治活動の制限や勤務時間の拘束などの服務規程は適用されておられません。したがって、一般の公務員の概念とは全く異なる公選職として位置づけられているところであります。

どのような意図で連名ポスターに掲載される判断をしたのか、こういう質問でいいですか。どのような意図で連名ポスターに掲載される判断をしたのかとの御質問であります。政治家として、今回の県議選への立ち位置を明確にするために踏み切りました。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 地公法上、その政治活動や政治的行為が制限されております。一般の公務員と異なりまして、市長は今お話ありましたけれども、特別職の公務員ですので政治活動は自由にできることになっています。ですから、市長が政治活動として特定の予定候補者を応援することに特段の問題があるとは思ってはおりません。そして市長には、今お話ありましたけれども、行政の長としての公的な側面、そして公選で選ばれた政治家としての側面がありまして、これまで市長はその両方の立場をフルに使って、活用して、市長としての市民の

ために頑張ってこられたのだらうというふうに私は思っています。そして政治活動においては、その市長としての公務と政治家としての政務をしっかりと区別して対応していたということなのだろうとは思いますが。それはそれで必要なことですし、当然の見識だというふうに私は思っております。

しかし今回のこの連名ポスターについては、政治活動として、市長の言う、その公務・政務、その区別がしっかりとできているのか。私はその点について、大変疑問に思っております。といいますのも、このポスターには顔写真と名前と、それとともに土佐清水市長と小さな文字ですけれども肩書が印刷されております。この肩書は、言うまでもなく市長が公務で使用するものですから、土佐清水市長泥谷光信のポスターを見た皆さんは、公人としての市長が、この予定候補者を応援している、あるいはこの予定候補者を応援しているのは公人としての市長だと受け取るのではないのでしょうか。

市長にお尋ねいたします。今回の連名ポスターは、市長という公務と政務の区別をこれまでつけてきたというふうに言われると思いますけれども、そういった区別ができていると言えるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 市長の公務、それと政務については、今、議員がおっしゃったとおりでありまして、市長には行政の長と市の執行機関、行政の長という側面と公選職である政治家という両面がありまして、市長としてだけの公務、市長としての公務だけではなく、政治家として意見表明や意見交換を行う政務の場合もあります。

市長である公務と政治家としての政務につきましては、ただいま前田議員が言われたように、これまでも明確に峻別して行動しておるところでありまして、今回の政治活動の一環として連名ポスターに掲載したことによって、公務と政務を混同させるということは考えておりませんし、このことが公務に差し支えることはないと判断しております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ただいまの答弁で、この連名ポスターへの掲載につきましては、あくまでも政治活動の一環だというふうに市長は考えておられます。

しかし、先ほども触れましたけれども、行政の長である市長は通常は公人として公務に携わっておりますので、先ほど言いましたように、幾ら市長が公務と政務を峻別しているといっても、このポスターを見た皆さんは公人としての市長が、この予定候補者を応援しているのだと誰もが受けとめると私は思います。しかも市民の皆さんがふだん目に触れるポスターに登場し

ているわけですから、その影響力は実に大きなものがあるというふうに私は思います。

市長にお尋ねします。市民にとって公人である市長は、どんな場合でも中立性と公正さが求められる存在として見えていると思います。そのことは言うまでもなく、政治活動においても言えることではないでしょうか。ですから、最初に紹介しました中立・公正であるべき市長が、県議選の予定候補者の一方を、しかもあからさまに応援することに対して市民の皆さんから疑問や心配の声が上がるのは当然のことではないかと私は思います。政治活動における中立性、公正さについて、最後に市長のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 市長は時には政治的な判断、政治的な決定を的確に行い、あわせて政治的な調整により政策、公約を実現することも市長の果たすべき役割であると考えます。

御指摘のように、私の政治活動について違和感を持つ人や批判をする人もあるとは思いますが、逆に好意的に捉え、賛同してくれる人もおります。このことは疲弊したこの地域の現状を開拓するためには、市長としての公務、政治家としての政務を並行させ、地方から国・県を動かしていく、そういう気概で活動していくことも同時に求められていると考えます。繰り返しになりますが、市長として精いっぱい公務に専念し、市政運営に当たっているところですが、さまざまな政治的立場で乗り越えなければならない課題もあります。そのような場合においては、政治家としての政務によって、市議会議員の皆さん、県議会議員、近隣市町村長及び知事、国会議員の皆さんと協働、連携して取り組まなければなりません。このことを踏まえれば、市長と言えども、時に政治判断によって政治家として選挙に一定かかわりを持たなければならないときもあるというふうに考えております。いずれにいたしましても、この賛否については市民の皆様の判断に委ねるほかないと思っております。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 市長が持っています行政の力と公務の力とですね、それから政治の力。これを合わせて市民の福祉向上に向けて取り組んでこられたし、今後もやっぱり両方兼ねてですね、合わせて対応していくということではないかと思えますけれども、やっぱりその幾ら市長が公務と政務を区別するといいますが、市長は分けて見ることはできませんので、なかなか市民の皆さんは納得できないのではないかなというふうにも思います。そういったものが一つ違和感として、市長の言葉を借りればあるのではないかなと思います。

市長が先ほど言いましたけれども、市長がこの連名ポスターに登場しましたことは、その評価についてはですね、よくも悪くもそのうち市民が判断を下すと。吉と出るか凶と出るか、そ

れはわかりませんが、市民の判断が出ると思います。どうぞ市長にはですね、先ほど言いましたけれども、どんな場面でも公人であるという意識を持たれて、市民に疑念を抱かせないような、ほどほどの良識のある政治活動をお願いしたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

2つ目は、12月会議でも取り上げました、ジオパークについての質問です。12月会議で、私はジオパークの本来の理念や取り組みについては十分評価もさせていただきましたけれども、本市の認定ありきの取り組みについては見直すこと、それからジオパーク推進室を観光商工課から教育委員会に移すことなどを提案させていただきました。しかしながら、時間不足から予定していました全てを質問できませんでしたので、ここで再度取り上げさせていただきます。

まず、市長にお尋ねいたします。市長は12月会議で3度目のジオパークへの挑戦を表明いたしましたが、次の申請時期については推進協議会を初め、関係機関と慎重に協議したいとして態度を明確にしませんでした。あれから3カ月たち、申請締め切りの4月がもう目前に迫っているわけですが、ことしはその申請をどうするおつもりなのか。断念をするのか、しないのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨年10月、審査結果直後に開催いたしました、土佐清水ジオパーク推進協議会臨時総会では、次年度の申請をも見据えた活動の継続を確認し、課題整理と解決に向けた取り組みを今日まで行ってまいりました。

申請時期の判断といたしましては、その進捗状況を鑑みることとなりますが、申請リミットの4月中旬まで、あと1カ月余りの時間があること。先日の日本ジオパーク委員会、中田委員長との会談内容なども参考とし、申請の最終結論は今月19日の役員会を経て、同日の臨時総会で明確にしたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 19日の役員会と推進協議会の臨時総会、そこで決定をするということですね。わかりました。

この件については12月会議でも指摘をさせていただいたんですけれども、本市のジオパーク認定の一番のネックになっているのは、何といたっても市民の理解と協力体制がまだできていないと。言いかえますと、市民の支持が得られていないということではないかと思います。

一昨日、今、市長の話もありましたけれども、中央公民館でジオパーク公開討論会がありまして私も参加させていただきましたが、講演もシンポジウムも実に充実した内容で有意義な会

であったというふうに思います。その中で、中田日本ジオパーク委員会の委員長の講演がありましたが、その中で、中田委員長はジオパーク活動では地域住民の参加が重要だということを終始一貫強調されておりまして、私は講演を聞いて、幾ら学術的な価値づけ、必要だと思います、それから専門家との連携、ジオストーリーの修正も必要だと思いますけれども、そういうことがあってもですね、この市民の理解と協力が得られなければ認定はされないし、ジオパークの取り組みも成功しないというふうなことを講演を聞いて私は思いました。

もしことしも申請をするとしたら、5月のプレゼンまでに残り2カ月もありません。それまでに、この認定の条件、前提になる地域住民の参加、すなわち市民の理解と協力を得ることができるでしょうか。誰が考えても無理だと思うのではないかと私は思います。ならばことしは認定の申請を断念して、多くの市民の皆さんの支持が得られるよう、じっくりと時間をかけてジオパーク活動への理解を広げる取り組みや、その条件整備に力を注ぐべきではないかと思います。

市長を初め、執行部、推進協議会の皆さんの3月19日をですね、賢明な御判断をお願いしておきたいと思います。

次に、そのジオパーク活動への理解を広げる取り組みについて若干触れさせていただきたいと思います。取り組みが進んでいても、市民の中にはまだジオパークとは何かということが十分に浸透していない、そのことは皆さん共通の認識になっているのではないかと思います。

日本ジオパークネットワークのホームページを開きますと、ジオパークについての簡単な説明がありました。そこに、こう説明されています。若干読ませていただきます。ジオパークとは何ですか、という題で、ジオパークとは、地球、大地（ジオ）と公園（パーク）とを組み合わせた言葉で、大地の公園を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいいます。大地（ジオ）の上に広がる動植物や生態系、エコの中で私たち人は生活し、文化や産業などを築き、歴史を育んでいます。ジオパークでは、これらのジオ、エコ、人の3つの要素のつながりを楽しく知ることができます。ちょっと中略で。ジオパークでは、まずそのジオパークの見どころとなる場所をジオサイトに指定して、多くの人が将来にわたって地域の魅力を知り、利用できるよう保護を行います。その上で、これらのジオサイトを教育やジオツアーなどの観光活動などに生かし、地域を元気にする活動や、そこに住む人たちに地域のすばらしさを知ってもらう活動を行いますというふうにありました。これ最初の説明なんですけれども、この説明を要約しますと、ジオパーク活動というのは大地と生態系と人とのつながりを知って持続可能な環境保全を目指すという取り組みになろうかと思います。さらにまとめますと、私たちが暮らしているこの土佐清水市のよさを知り、その環境を守る取り組みだということになるのではないかと思います。そうだとすればですね、これはジオの認定があろうがなかろうが、

されようがされまいが、それに関係なく取り組めるものだというふうに思います。また、それは12月会議でも触れさせていただきましたけれども、くどいようですけれども学校現場の地域学習の取り組みとも大いに共通しています。

12月会議では、教育長から現在市内の小学校で行われています地域学習のさまざまな取り組みが紹介されました。いずれの取り組みも、自分が生活する地域の自然や仕事や暮らしを学ぶことで地域のよさを知り、誇りや自覚を育てることを目的にしたもので、地域に根差した教育のすばらしい取り組みだと思いました。

この学校での地域学習は、自然と生態系と人々の暮らしを関連づけて学ぶという点でも、またその中で地域のよさを確認するという点でも、まさにこのジオパーク活動そのものだと思います。この学校の地域学習につきましては、戦後70年以上にも及ぶ歴史と実践の蓄積がありますから、ジオパークの活動も、ここから目的や手法を学ぶべきではないかと12月会議では申し上げたところでした。この学校の地域学習では、観光や経済活動の活性化を目的とすることは決してありません。なぜなら、教育の目的が人格の完成を目指すものだからです。

私は、ジオパーク活動のベースになるのは環境保全活動や文化活動だと思いますが、一昨日の中田委員長の講演を聞いていまして、そのことを一層確信いたしました。ジオパークの目的は、ざっくりと言え、委員長の言葉を借りれば地球を語ることであり、それはネットワークの力で地球レベルでの環境保全に取り組む、そういうことだと言えます。ジオパーク活動は教育活動と同じように経済活動ではなく、純粋に環境保全活動や文化活動として取り組むべきだと思います。そうしますとジオパーク推進室は、それにふさわしい部署、すなわち観光商工課ではなく、教育委員会に位置づけることになるのではないかと思います。

副市長にお尋ねします。12月会議では、ジオパーク推進室を観光商工課から教育委員会に移すことを提案させていただきました。時間不足で核心の部分を中心に説明できませんでした。きょうは、ある程度補足させていただいたと思いますので、ジオパーク推進室をジオパーク活動にふさわしい部署、観光商工課ではなく教育委員会に位置づけることについて、再度、副市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

さきの12月会議と同様の質問でございますから、答弁内容も基本的には同じものとなりますので御理解をお願いしたいと思います。

ジオパークの取り組みは、ジオパークの仕組みを使って従来の観光資源に科学的な価値を加え、それらを活用した新たなジオガイドツアーなどを実践し、観光や地域経済を活性させる本

市の大きな課題に対応していくため、当初よりジオパークの担当を観光部署に設置しております。

先ほど来、議員が御案内のように、私も土曜日、隣の席で聞かせていただきました。確かに議員おっしゃるようなことも中田委員長からおっしゃいましたけれど、片一方の持続可能な部分いうのも必要というふうに強調されておりましたので、本市としては現段階では当初の目的に沿った形で、今の部署で設置していきたいというふうに思っておりますので、教育委員会の再編は考えておりません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

ほぼ12月会議と同様の答弁でしたけど、3カ月たって変わったというたらね、これもまたおかしな話ですので、そういう答弁になろうかと思えますけれども、私は基本的にはやっぱり産業振興、当初からそういう目的だったんでしょうけれども、やっぱり情勢は変わってきているというふうに思いますので見直しも必要かなと。そういう点でいうと、この所属部署の位置づけも、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

ジオパーク推進室長に尋ねますと、全国の自治体ではジオパークの部署を観光課、清水と同じように位置づけたり、教育委員会に位置づけたり、あるいは課として独立させているというところがあるがさまざまということでした。また、12月会議の副市長の答弁書の中にもですね、資料としてありましたけれども、日本ジオパーク44地域の担当部署として独立したジオパーク推進課が11、それから観光部署が12、教育委員会が5、企画定住促進部署に配置しているのが5、それから県でやっているのが4、民間が1、不明が6というような資料がありました。これ見ましても、ジオパークの担当部署というのは自治体や地域がそれぞれ独自の対応をしているということだろうと思いました。それがよくわかりました。このジオパーク活動が観光や産業や、地域や環境、教育、本当に多岐にまたがる取り組みですので、所属部署もそれぞれの自治体の軸足の置き方によって違ってくるのだらうなというふうに思います。

本市の場合は、これまで当初から観光と地域振興に軸足を置いていたために、この観光商工課ということになったんだろうと思います。

くどういようですけども、しかし本市は既にですね、1回目のこのジオパークの審査結果報告書で、ジオパーク活動を通じて観光客数が増加した地域はないと。もし、ジオパークを活用して観光客をふやしたいというなら他地域とは異なるビジョンを示しなさいというふうに注文されていますし、それこそ一昨日の中田委員長の講演でも同様の趣旨の指摘がありました。とに

かくジオパークで地域経済を立て直そうとするのは論外だと繰り返し論されているわけですから、本市のジオパーク活動については経済活動を目的にすることをきっぱりと断念して、純粋に環境保全活動と文化活動に軸足を置いて取り組みを進めるべきではないかと私は思います。

市長にお尋ねいたします。3月会議の初日の市長の提案理由の説明でも触れられていましたが、この4月には爪白キャンプ場がオープンし、来年には環境省のビジターセンターの開設、そして県の新足摺海洋館の開館が予定されています。これらの施設の誕生と県の自然&体験キャンペーンとが相まって竜串の体験型観光が全国に発信をされ、その効果が本市の観光と各種産業へ波及することを私も大いに期待したいと思っています。しかし私はこれまで、るる述べてきましたように、ジオパーク活動については、そもそもこういった観光業など地域活性化に向けた経済活動とは一線を画した取り組みとして構想すべきではないかと考えています。ジオパーク活動を、経済活動と切り離して取り組むことについての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 副市長の答弁にさらにつけ加えますと、地域の大切な自然資源や有形無形の文化遺産などの地域遺産を教育や観光に活用し、それら遺産を将来につなげる保全活動との両立をもって持続可能な社会をつくろうとジオパークの仕組みを取り入れているわけですので、そこに経済活動は不可欠な活動であります。経済活動を分離することは、つまりジオパークではないということと同じであり、分離は考えられないということでもあります。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） そうですね。ジオパークの中に地域の活性化というのは入っていますので、それがなくなったらジオパークでないというのも、それもそうかなというふうに思います。

ジオパークの取り組みが始まった当初はですね、市長も議会もジオパークの目的は、本市の観光業や地域産業の振興、活性化だとして全体が動いていたというふうに思いますけれども、私はこの2回の認定の見送りを受けまして、これまでの市長答弁聞いてましてもね、市の掲げるジオの目的が観光と地域活性化から、きょうはお話が出ませんでしたけれども、市長がよく人づくりだというふうに最近はおっしゃいますので、そういうところへシフトしてきた、変化してきたのかなというのは印象を持っています。

私は、ある面それはですね、ジオパークの目的が本来のあり方へ目的として清水もシフトしていつているのかなと思って歓迎すべきことだと思っていますが、やっぱりまだ経済発展がな

いとジオが成り立たないということでもありますので、こだわりを持っているというふうに思います。

何回も繰り返して申しわけないですけども、私はこの経済活動に余り色目を使うというたら妙にあれですけども、余りそれに捉われないように、ジオパークは市民の地域学習だとすっぱり割り切ってですね、一気に環境学習や文化活動へ軸足を置いていただければ、また違った形の新たなまちづくりとか地域づくりなんかが見えてくるのかなというふうなことを私は感じています。

さきに紹介しました、日本ジオパークネットワークのホームページがいう、ジオサイトを生かした観光や地域の活性化、これを市長は言われたんだと思いますけれども、それもですね、やっぱり地域の環境保全という前段の取り組みがあって初めて成り立つものだというふうに思います。土台にやっぱり環境保全活動と文化活動があって、その結果としてジオツーリズムがあるんだと。観光産業が地域の経済の活性化があるんだということだろうと思います。その前段の取り組みに集中するということをですね、私は強調しておきたいと思います。

いずれにしても、ジオパークの活動というのは市民のバックアップがなければ成立しない取り組みであります。教育と啓発を通して、このジオパーク活動への市民の理解と参加を広げる地道な取り組みこそ私は今求められているのではないかとということを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、ビキニ被災船員の支援にかかわる質問です。

このビキニ被災事件については、皆さんもう御存じだと思いますけれども、簡単に触れさせていただきますと、1954年3月から5月にかけてアメリカ軍がビキニ環礁海域で行った水爆実験、それによりまして、その海域で操業していました延べ1,000隻にも及ぶ日本のマグロ漁船の船員たち、およそ1万人とも言われてますけれども、それが被爆をしたという事件であります。翌年、日米両政府はわずかな見舞金200万ドルの支払いで全ての賠償責任は終わったとする政治決着を行いました。既に表面化しておりました、第五福竜丸以外の漁船の被爆の事実を隠して、被災船員は救済されないまま放置されてきたということです。被災したその船員の中には土佐清水市出身の方も多くいて、1987年に本市が実施した独自の調査では、これは室戸船籍ですけども室戸船籍の漁船だけで267名の本市出身の被災船員がいたことがわかっております。

しかし、被災からいま60年以上放置されたままで大半の船員の方は既にお亡くなりになり、生存されている方や御遺族の方も80歳以上の高齢となっております、一刻も早い救済措置が求められております。

そんな中で3年前、平成28年5月ですけども、県内外の元船員と遺族ら45人が原告と

なりまして、この被災船員を放置してきた国の責任を問う、国家賠償訴訟が高知地裁に提訴され、そして昨年の7月にその一審の判決が出ました。判決は、原告の被爆の事実を認めて元船員の救済の必要性まで言及しましたがけれども、日米両政府の政治決着で被爆の事実を隠し続けた継続的不法行為というのを認めずに、損害賠償権が消滅する20年の除斥期間が経過していることとして原告の訴えを退けております。

市長にお尋ねします。この裁判の原告45名の中には、御承知のように本市の元船員と御遺族の方10名が含まれているわけですがけれども、市民らが原告として参加するこの高知地裁の判決について、市長はどのように受けとめておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 高知地裁の判決につきましては、本市にビキニ被災船員、そして御家族のいることから、その判決結果については注視いたしました。私の近所にもおられることから本当に注視をして注目もしていました。ただ、昨年7月20日に出された国家賠償請求訴訟の判決内容については、この訴訟は国を相手取ってビキニ被災船員への救済を求めるものでありまして、市としてコメントする立場にはありませんが、高知地裁の判決ではビキニ被災船員への救済について、その必要性が検討されるべきであり、立法府及び行政府による一層の検討に期待すると、こう指摘されたことを踏まえると、心情的には国はビキニ被災船員及びその御家族に寄り添い、健康面、生活面での支援策をしっかりと検討されることを期待しているところであります。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この高知地裁の訴えを棄却した判決につきましては、本市の原告の皆さんからは願いが伝わらずにまことに残念だという悔しい思いと国の責任を認めない判決は許せないという怒りの声が上げられております。その声を代弁するかのよう、判決の翌日ですけれども、高知新聞の社説は司法は本質に迫ったのかという見出しで、この日米両政府の政治決着によって、ビキニ周辺海域で漁をしていた高知船籍を含む多くの船員の被爆が放置されたこと、また2014年にやっと第五福竜丸以外の被爆した漁船の調査文書がやっと公開されたことを挙げまして、元船員や家族らが国は故意に文書を隠したと訴えたのは当然のことだとして、このビキニ被災船員を放置した国の責任と判決の不十分さを厳しく指摘しておりました。

この高知地裁の判決につきましては不服としまして、翌8月に原告団29名が高松高裁に控訴しています。本市の原告はですね、高齢と病気のために4名の方が控訴を断念しましたが、6名の方、元船員5名と遺族の方1名が引き続き控訴審に臨むということになっております。

私はこれまで一般質問で、このビキニ被災船員の本市の問題を取り上げてきましたけれども、この問題が土佐清水市にもかかわる問題であり、また市民の人権を守ると、利益を守るという立場で市としての支援をしていただくということを求めてまいりました。

２８年の６月会議の一般質問で、私はビキニ被災船員の情報を広報に掲載することを求めたんですけれども、その際に市長から広報での特殊記事に掲載することは考えていないけれども非常に重要なことであり、どういったことができるか、今後検討したいという答弁がありました。

その後、執行部でこの広報にかかわって、どのような検討をされたか。その結果とですね、今回、私は提案をしたいことがあるんですけれども、ごめんなさい、ちょっと提案が抜けました。申しわけありません。ごめんなさい。ちょっと後のことを今質問しました。申しわけないです。

ちょっと元へ返ります。ごめんなさい。支援をする要請をしてきた中で、ちょっと経過をお話しておかないかと思っています。２７年で本市で行われました県主催のビキニ被災船員健康相談会がありました。これは市の健康推進課の積極的な協力で、相談会に参加したビキニ被災船員の健康状態と現状を把握することができまして、元船員と遺族への支援の輪を大きく広げることができました。また、これまで市長からはですね、ビキニ被災船員の追跡調査や本人と遺族への救済措置などについては、ただいまお話ありましたけれども、県と連携して国に働きかけていきたいと前向きの答弁もいただいてもおります。

そこで、市長にお尋ねをいたします。高知地裁の一審判決につきましては、被爆と病気との因果関係を立証の困難さ、それから民法の先ほど言いました、除斥期間の２０年からですね、市長もお話あったように司法的救済は難しいとしましたけれども、その一方で立法府や行政府による救済措置を期待するというふうにしています。この不法行為をめぐる認定問題は残されていますが、一審判決が期待するとした国会や政府による救済措置の創設は、原告が最も求めているところでもあります。行政上の救済措置、例えば船員保険の労災適用とか、あるいは被爆者援護法のような法的な救済制度、そういったものをぜひ政府や国会、関係機関へ働きかけていただきたいと思います。市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 高知県９月議会におきまして、尾崎知事が高知県としてもどのような法的枠組みがあれば救済に向けた取り組みが可能であるか検討したい、また、あわせて県としてもしっかりと理論構築ができるのであれば国へ政策提言や世の中に訴えていくとの答弁もされておりますので、こうした県の取り組みを踏まえながら国の動向を注視し、県と連携してビ

キニ被災船員とその御家族への支援について、機会を捉えて国へ働きかけていきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 心強い、力強い答弁をいただきました。ありがとうございます。

昨年12月の県議会で、我が党の吉良県議がこの問題を取り上げまして質問しています。答弁に立った尾崎知事は、今、市長紹介してくれましたけれども、この被災判決に触れまして、司法的救済は困難であり、立法府、行政府の救済に期待するという判決文はなるほどだと思ったと。広島、長崎の救済のあり方などと対比しながら理論構築ができれば政策提言をしていきたいと答弁をして、早速、この今の3月の県議会にビキニ被災船員救済に向けたビキニ環礁水爆実験健康被害支援事業費274万4,000円を初めて予算に計上して、県としての支援を具体化しています。これ初めてのことなんですけれども、ビキニ被災にかかわっての調査とかシンポジウムとか、そういったところをこの予算を使ってやるというふうにして予算化をしています。

市長には、ただいま答弁ありましたけれども、この被災船員支援に積極的に取り組んでいます尾崎知事や県と連携をして、国レベルでのビキニ被災船員への救済措置、支援措置が一刻も早く実現できるよう取り組みをお願いしておきたいと思います。

一番最初の質問で触れました、市長の公務の力と政務の力と合わせてですね、ここで大いに発揮するときだと思しますので、ぜひ両方の力を合わせて、その実現に向けて頑張っていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

次に、副市長にお尋ねいたします。さきにも触れましたけれども、この国賠訴訟には本市市民、一番では10名、控訴審では6名が原告として参加しています。原告の皆さんは、いずれも自分たちを放置した国は許せないという強い怒りと、また亡くなった仲間と遺族に知らん顔はできないという連帯の思いから、御自身の事情、健康問題とか年齢とか、そういったものを顧みず、勇気ある決断をされています。皆さんは、いわば本市のビキニ被災船員と遺族の声なき声を伝えるために立ち上がってくれたと考えれば、この原告の皆さんに対して個人や有志はもちろんですけれども、市としても可能な支援が求められているのではないかと思います。

そこで、私が今これ持っていますけれども、これは昨年12月に出版されました、「NONUKES（核はいらない）」という写真集です。高知市の草の家の平和資料館の副館長の岡村啓佐さんという方が写真集として出版いたしました。内容はですね、県下のビキニ被災者の写真と船名と簡単なコメントを載せた写真集ですけれども、これを見ただけで、なかなかビキニ被災の実像といいますか、それが伝わってくるような写真集になっております。この写真集

の中には、先ほど言いました市内の原告、遺族の方2人が1世帯ですので9世帯の原告と遺族の写真も載せられております。

そこで提案をしたいんですけども、この9名の方のページをですね、市の広報に転載して何とか掲載できないものか。もちろん著作権のある岡村さんや御本人の了解が必要ですが、オーケーができればそれほど手間もかからずに、このビキニ被災事件について市民の皆さんにお知らせをできるのではないかなというふうに私は思っています。

先ほどのところへつながります。ちょっと飛ばして申しわけなかったです。平成28年の6月の会議で、私がこの広報に、これじゃありません、別の形で被災者の情報を載せてもらえないかというお話をさせていただいたんですが、市長からそのときに広報での特集記事を掲載することは考えていない。非常に重要なことだが、どういうことができるか今後検討していきたいという答弁をいただきました。その後、執行部でこの広報についてどう検討されたか、その結果とですね、今、私が提案させていただいた、この「NO NUKES」の写真の転載ですね。これができないかということですが、広報にかかわることですので今回は副市長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員御案内のように、平成28年6月会議の泥谷市長の答弁後、関係する課と広報掲載について土佐清水市広報紙発行規則等に照らし検討を行いました。被災船員や御遺族などからの承諾の問題、個人情報の取り扱いの問題、また訴訟中の案件など多くの課題や問題があることから広報紙への掲載には至っておりません。

次に、議員御案内の写真集を市広報に掲載についてでございますけれど、私も事前に写真集を拝見させていただきました。多くの市関係者が掲載されていますが、先ほど議員からも御案内されたように、この写真集を市広報に掲載するには著作権の問題や販売元の承諾、現に写真集として販売されていることなどがあり、市として広報に掲載するのは困難と思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） なかなか制度上の問題とか、行政がこれは対応するということでの難しさということもあろうかと思えます。私、打ち合わせの後、念のために出版した岡村さんに問い合わせをいたしまして、転載に係る経費についてはどうにかならんか言うたら相談に応じるというお話がありました。できたらけんど、やっぱり幾らかいただけたらということでしたけど、まあ相談に応じてくれるということでした。それから転載にかかわる部分で、この写

真集が販売されておりますので、行政として一つの営業に加担するというようなことはできないということなのかもしれませんが、私は本市と関係のあるビキニ被災者の皆さんの情報を市民に知らせるという点では、その趣旨をきちんと説明すれば、市民の皆さんもその点は納得をしていただけるのではないかなと。規則・規定の問題があるかもしれませんが、この点はね、ちょっと検討していただいたらというふうに思います。この市の広報にビキニ被災支援と遺族の皆さんの情報を掲載するということはですね、それだけでもやっぱり原告の皆さんにとっては大きな支援になるというふうに思いますし、また励ましにもなるというふうに思いますので、どうぞ御検討よろしくをお願いしたいと思います。

アメリカを初め、世界の核保有国ロシア、イギリス、フランス、中国、そういった国々がですね、これまで繰り返し核実験を行ってきましたけれども、この大気圏の核実験は合計すると実に480回にも及んで、おびただしい量の放射性物質を世界中にまき散らしたというふうに言われています。このビキニ被災事件は、この核保有国による身勝手な核実験がもたらした被災事件、被爆事件ですけれども、この被災船員の救済措置を実現することは核兵器と人類が共存できないことを国際的に示すことにもつながると思います。本市市民の人権を守る、広報に掲載するというささやかな取り組みですけれども、これがつながって国際平和などの国際的な課題にも線としてつながっていくということを最後に申し上げまして、私の準備をしていた全ての質問を終わりたいと思います。

最後になりますけれども、この3月末をもって市役所を退職される皆さん、長い間、自治体職員として市民の福祉向上、増進のために頑張ってくださいました。本当に御苦労さまでした。退職後はですね、夢に見た自由を満喫して、豊かな第二の人生をぜひ送っていただきたいと思います。ただし、それほど現実には甘くないぞということも私の経験から申し上げまして、今後の御活躍と御奮闘にあわせてエールも送っておきたいと思います。大変、長い間御苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明3月12日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 1時52分 延 会